

2017年（平成29年）12月12日

大阪拘置所長 殿  
東京矯正管区長 殿  
名古屋矯正管区長 殿

大阪弁護士会  
会長 小原正敏

## 勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

### 記

#### 第1 勸告の趣旨

被収容者に対し行政手続法上の聴聞手続きを実施する場合、保佐人の選任、聴聞手続きの実施場所、方法等につき、聴聞手続きの主宰者と収容中の刑事施設が十分に協議を行い、被収容者の補佐人選任権を実効化させるための配慮をなし、適正に聴聞手続きが実施されるよう勸告する。

#### 第2 当会の判断

##### 1 認定した事実

申立人は、大阪拘置所(以下、単に「拘置所」という。)に収容されている死刑確定者であるところ、矯正施設内の処遇内容に関する文書につき、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく行政文書開示請求を、2009年（平成21年）10月7日付で東京矯正管区に対し、同月14日付で名古屋矯正管区に対し、それぞれ行った。

両請求に対し、両矯正管区は一部開示する決定をした後に、開示するとした文書の一部を不開示へと変更する補正(不利益処分)をしたところ、申立人が両補正に対する審査請求を法務大臣宛に行ったため、両不利益処分について、申立人からの聴聞を行う手続きが実施されることとなった。

2011年（平成23年）1月24日、両矯正管区は申立人に対し、本件各聴聞手続きを、場所を拘置所内の遮蔽版のある面会室（いわゆる「仕切り室」）とし、日時を、東京矯正管区については同年3月22日午後2時30分から30分間、名古屋矯正管区については同日午後3時から30分間とし

て、それぞれ実施すると通知した。

それに対し、申立人は、同年1月28日から3月17日にわたって、本件各聴聞手続きについての補佐人への就任を依頼する信書を16名に対してそれぞれ発信する旨の申請を拘置所にしたが、拘置所は同年1月28日から2月1日までに申請を行った3名に対する発信は許可したのに対し、同月2日以降に申請を行った13名に対する発信に対する許可を留保しながら、その留保したことを申立人に知らせないまま、本件各聴聞手続き終了後に不許可とした。

申立人からの手紙を受領したB氏は依頼を引き受ける旨の手紙を申立人宛に送付し、拘置所は同年2月16日にこれを受領したが、申立人に交付しなかった。

同年3月11日、申立人が東京矯正管区に対しては3名を、名古屋矯正管区に対しては22名を、それぞれ補佐人に選任する旨を申請したところ、同年3月15日、両矯正管区はB氏1名のみを補佐人として許可した。

同年3月17日、拘置所は申立人に対し、両矯正管区から届いた補佐人許可通知書とともに、同年2月16日に受信していたB氏からの信書を交付した。

同年3月18日、申立人は拘置所に対し、補佐人に選任されたB氏との面会を「願箋」によって申請したが、拘置所は、申請者が面会人でないことを理由にして面会を実施するための対応をしなかった。

他方、B氏は、同年3月17日に申立人から、B氏ら3名が補佐人として許可されたのか否かを東京矯正管区に確認し、許可されているのであれば打合せのための特別面会を申請してほしい旨の信書を受領したため、翌18日に東京矯正管区に電話をして許可の有無を尋ねたが、同矯正管区が「それは聴聞の本人に通知することであり、補佐人候補者に教える必要はない」として回答しなかったため、特別面会の申請をしなかった。

そして、B氏は、聴聞手続き当日の同年3月22日、自身が補佐人に選任されたことを知らないまま、申立人が補佐人許可申請を行った他の2名とともに拘置所を訪れ、申立人と面会したい旨を告げたが、拘置所が面会を許さなかったため、打合せができなかった。

同年3月22日、本件各聴聞手続きは、拘置所の「仕切り室」内で、拘置所職員立会いの下、各30分間実施された。

B氏は補佐人として本件各聴聞手続きに立ち会ったものの、申立人との打合せを事前に行うことができず、関係資料を事前に閲覧することもできず、聴聞手続き中も各矯正管区職員のいる側に着席させられ、申立人とは遮蔽板越しに対峙せざるを得なかったため、十分な打合せもできないまま、ただ手

続きに立ち会ったに過ぎなかった。

なお、本件各聴聞手続きの実施方法を決めたのは拘置所であるが、手続きの主宰者である両矯正管区は、実施方法については拘置所に一任したきりで協議を行わなかった。

## 2 勧告を相当とした理由

### (1) 聴聞制度の意義と補佐人選任権

行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであるところから、不利益処分を受けた者の権利利益を保護するために、その者に対し、自身が受けた不利益処分の内容と根拠の説明を受けるとともに、それに反論するための手続き保障として聴聞制度を設けている。

そして、同法は、聴聞に際し、不利益処分を受けた者が適切に反論できるようにするために、主宰者の許可の下、補佐人を同席させることを認めている。

したがって、申立人は、本件各聴聞手続きに際して、補佐人を選任して同席させるだけでなく、自分が被る不利益処分に対して適切に反論するために、事前及び聴聞中に補佐人と打合せをする権利(補佐人選任権)を有している。

### (2) 信書の発信制限について

申立人は本件聴聞手続きの補佐人への就任を依頼するため、計16名に対する手紙の発信を申請したが、拘置所はそのうち13名に対する発信を許可しなかった。

拘置所がその発信を許可しなかった理由は、形式的には、各聴聞の主宰者が補佐人となることを許可した者以外の者との信書の発受は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下、「法」という。)第139条第1項第2号にて発受が許される「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書」に該当しないというものであり、実質的には、同じ依頼のための信書発信を無制限に認めることは適切でなく、3名への発信を認めれば申立人の利益を保護するに足りるというものであった。

しかし、拘置所が挙げる理由は、形式的なものについては、当初の3名に対する発信を許可したこととの整合性がなく、実質的なものについては、まだ当初の3名から補佐人就任の回答を得られていない下で就任依頼自体を制限するための合理的な理由とはならない。

したがって、拘置所の上記判断は、法第139条第1項第2号の解釈を

恣意的に行ったものと判断でき、申立人の補佐人選任権を不当に侵害したものと見える。

### (3) 補佐人との打合せについて

法第120条は面会人からの申出があったときに死刑確定者との面会を許可する旨を定めているが、死刑確定者からの面会申出を実現させるための規定は存在しないから、申立人が補佐人との面会を申請したのに対し、拘置所が補佐人に連絡するなど、面会実施のための対応をとらなかったことが直ちに違法になるとはいえない。

しかし、既に補佐人への選任が許可されたB氏が許可の有無を尋ねたのに対し、東京矯正管区が回答しなかったことは、面会実施のためには補佐人からの面会申請が必要であることからして、申立人との面会を申請する契機を失わせしめるものであり、補佐人との打合せを事前にする権利を申立人から奪うものと言える。

また、聴聞手続き当日にB氏が申立人との面会を求めたのに対し、それを拘置所が許さなかったことも、申立人から補佐人との打合せを事前にする機会を奪うものと言える。

そのため、申立人は補佐人との打合せを事前にする事ができないまま本件各聴聞手続きに参加せざるを得なくなったのであるから、東京矯正管区及び拘置所が申立人の補佐人選任権を侵害したものと見える。

### (4) 聴聞場所について

拘置所は、本件聴聞手続きを「面会」と位置づけ、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第70条第2項に基づき、面会場所を仕切り室とした。

本件では、事前に申立人が補佐人との打合せをすることが許されなかったにもかかわらず、申立人と補佐人を遮蔽板によって対峙させたため、申立人は補佐人との打合せを十分にすることができないまま手続きを終えることとなり、適切な反論を行うことができなくなった。

他方、本件では、行政手続法上の聴聞手続きが実施されており、立ち会ったのは拘置所職員と矯正管区職員の他、申立人が聴聞手続きに適切に対応するために必要として許可を受けた補佐人だけであるから、聴聞手続きを仕切り室でなく、遮蔽版の無い会議室で実施することも可能であった。

したがって、本件で拘置所が聴聞手続きを仕切り室で実施したことは、申立人の補佐人選任権を侵害したものと見える。

### (5) 結論

以上の次第で、申立人の補佐人選任権は侵害されたのであり、聴聞手続きの主宰者である東京矯正管区及び名古屋矯正管区は、聴聞手続きの実施

方法を拘置所に一任することによって申立人の補佐人選任権を侵害したものである。

したがって、拘置所に対しては申立人の補佐人選任権を侵害しないよう、東京矯正管区及び名古屋矯正管区に対しては、聴聞手続きの主宰者の責任において、拘置所と協議した上で、補佐人の選任手続き、補佐人との打合せ方法、聴聞手続きの実施場所につき、補佐人選任権を実効化させるための配慮をして、拘置所に適正に聴聞手続きを行わせるよう、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上